

小田原市市内事業者優先発注に係る実施方針

1 目的

本実施方針は、小田原市における市内事業者の育成を図り、地域経済の好循環に資するため、小田原市が実施する公共調達において適正な競争原理のもとで公正性を確保した上で、市内事業者の受注機会を確保することを目的とする。

2 適用の対象

本実施方針の適用の対象は、小田原市が実施する全ての公共調達とする。

3 定義

(1) 市内事業者

小田原市内に本社又は本店を有する者

(2) 準市内事業者

小田原市外に本社又は本店を有するが、小田原市内に支社、支店、営業所等（以下「支社等」という。）を有する者

(3) 県西地域内事業者

南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町及び真鶴町内に本社、本店、支社等を有する者

(4) 県内事業者

神奈川県内に本社、本店、支社等を有し、上記(1)、(2)、(3)に該当しない者

(5) 県外事業者

上記以外の者

4 優先発注の実施方針

(1) 建設工事及び建設工事に係る委託業務

ア 一般競争入札及び公募型指名競争入札による場合

小田原市競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち、原則として市内事業者であることを要件として公募するものとし、技術的難易度が高い等により市内事業者のみでは対応できない場合や競争性が確保されない場合は、案件の規模及び内容に応じて、準市内事業者、県西地域内事業者、県内事業者、県外事業者の順に選定要件を拡大する。

イ 指名競争入札及び随意契約による場合

小田原市競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち、事業者の有する資格、工事施工及び業務履行の実績、施工及び履行能力等を総合的に勘案して、原則として市内事業者からの選定を優先するものとし、技術的難易度が高い等により市内事業者のみでは対応できない場合や競争性が確保されない場合は、案件の規模

及び内容に応じて、準市内事業者、県西地域内事業者、県内事業者、県外事業者の順に選定対象を拡大する。

(2) 物件供給、製造請負、委託業務（工事関連以外）及び物件賃借等

ア 指名競争入札及び随意契約による場合

(1) イに準ずるものとする。

(3) その他

ア プロポーザル方式により事業者を選定しようとする場合は、公募型においては、

(1) アに準ずるものとし、指名型においては、(1) イに準ずるものとする。

イ 事業者の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 97 号）の趣旨を踏まえ、案件の内容に応じて、共同受注体制が整っている等の要件を満たすことを中小企業庁が証明した市内の官公需適格組合を優先することができる。

ウ 受注者に対しては、工事の下請発注や建設資材・物品調達等、及び業務の再委託においても、可能な限り市内事業者の活用に努めるよう要請するものとする。

5 実施方針の解釈と運用

(1) 本実施方針は、公正な競争環境の中で市内事業者の自主的な努力を通じて受注機会が確保され、その育成が図られることを期待するものであることから、運用に当たっては、関係法令等の順守及び予算の適正な執行の観点に留意した上で、常に競争性、公平性の観点から選定業者数に留意するとともに事業者の選定に偏りが生ずることのないよう努めるものとする。

(2) 事業者の選定に当たっては、新規案件の場合はもとより、過去に市内事業者の選定実績がない場合であっても、かながわ電子入札共同システムや Web 上での実績調査及び電話照会等により受注可能な市内事業者の有無について十分な確認を行うとともに、必要に応じて業界団体等へのヒアリング、アンケート、サウンディング調査等を実施することにより、受注可能な市内事業者の掘り起こしに努めるものとする。

6 適用

本実施方針は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日以降に公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。